

青森県報

第三千二百六号

平成二十二年
三月三日
(水曜日)

目次

告 示

理容師法による管理理容師の講習会の指定	……………	(保健衛生課)	…
美容師法による管理美容師の講習会の指定	……………	(同)	…
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	……………	(高齢福祉課)	…
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	……………	(同)	…
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出	……………	(障害福祉課)	…
公有水面埋立ての免許の出願の要領	……………	(漁港漁場整備課)	…
公 告			
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	……………	(建築住宅課)	…
建設業者の許可の取消し	……………	(東青地域民局)	…
右 同	……………	(三八地域民局)	…
右 同	……………	(同)	…

告

示

青森県告示第百十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十二年六月七日（月）、平成二十二年六月十四日（月）、平成二十二年六月二十一日（月）の三日間の午前九時から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の一 第一広瀬ビル七階
財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料
一万八千円

青森県告示第百二十号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六
- 二 財団法人理容師美容師試験研修センター
開催日時及び場所

日 時	場 所
平成二十二年六月七日(月)、平成二十二年六月十四日(月)、平成二十二年六月二十一日(月)の三日間の午前九時から	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもり

- 三 受講対象者
美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一八 第一広瀬ビル七階
財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料
一万八千円

青森県告示第百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名 住所 主たる事務所の所在地又は住所		名称 所在地	平成三・一・五	平成三・一・三
社会福祉法人フアミリー 三戸郡五戸町一丁目三三四の四	訪問看護	ハピネス訪問看護センター 三戸郡五戸町一丁目三三四の四		

青森県告示第百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
名称又は氏名 住所 主たる事務所の所在地又は住所		名称 所在地	平成三・一・五	平成三・一・三
医療法人 恩幸会 三戸郡五戸町一丁目三三四の四	介護予防訪問看護	石川訪問看護ステーション 三戸郡五戸町一丁目三三四の四		
弘前市大字石川字石川九七	介護予防訪問看護	弘前市大字石川字大仏下二の五		

青森県告示第百二十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	所在地	変更年月日
変更前	なかざわ整形外科リテーショナルクリニック	八戸市湊高台二丁目二の二	平成三・四・一
変更後	なかざわスポーツクリニック	八戸市大字新井田字館下一	

青森県告示第百二十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成二十二年二月十九日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、つがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

つがる市木造若緑六一の一
つがる市

2 代表者の住所及び氏名

つがる市木造若緑六一の一
つがる市長 福島弘芳

二 埋立区域

1 位置

つがる市富泡町屏風山一番一七七八の地先公有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒一五二〇

東経 一四〇度一八分五〇秒六〇七〇

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒三七二七

東経 一四〇度一八分四八秒四三七一

の地点 北緯 四〇度五八分四〇秒二四一九

東経 一四〇度一八分四八秒五九一〇

の地点 北緯 四〇度五八分四〇秒一九一五

東経 一四〇度一八分五〇秒七七七八

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒四二二一

東経 一四〇度一八分五〇秒六七一一

の地点 北緯 四〇度五八分三九秒四一四〇

東経 一四〇度一八分五〇秒六五三四

3 面積

一、三九二・四九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

つがる市富泡町屏風山一番一七七八の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からエの地点までを順次直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 北緯 四〇度五八分三八秒七八五八

東経 一四〇度一八分五〇秒九九一八

イの地点 北緯 四〇度五八分三九秒〇五一四

東経 一四〇度一八分四八秒三八〇二

ウの地点 北緯 四〇度五八分四〇秒二四一九

東経 一四〇度一八分四八秒五九一〇

エの地点 北緯 四〇度五八分三九秒九七六三

東経 一四〇度一八分五一秒二〇二七

3 面積

二、二八二・四四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成二十二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定に

より公告する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十二年七月四日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十二年九月十二日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科の試験

(1) 日時

平成二十二年七月二十五日(日) 午前十時から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図の試験

(1) 日時

平成二十二年十月十日(日) 午前十一時三十分から

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一 青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間

平成二十二年四月一日(木) から同月七日(水) まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp/>) において、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成二十二年四月十二日(月) から同月十六日(金) まで(ただし、八戸市での受付は同月十三日(火) までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目一四〇 青森県観光物産館アスパム

(2) 八戸市一番町二丁目九の二一 八戸地域地場産業振興センターユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他建築に関する実務経験についての証明書

(3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること。

三 合格発表

1 二級建築士試験

(一) 学科試験 平成二十二年八月二十四日頃

(二) 設計製図試験 平成二十二年十二月二日頃

2 木造建築士試験

(一) 学科試験 平成二十二年九月七日頃

(二) 設計製図試験 平成二十二年十二月二日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三 二八七八) に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三島建設

二 代表者の氏名 三上 巖

三 主たる営業所の所在地 青森市大字八幡林字三島三三の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第二二七一六号

五 取消年月日 平成二十二年一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 タクミホーム株式会社

二 代表者の氏名 木村 昌義

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第一五一七二号

五 取消年月日 平成二十二年一月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社八戸左官工業所

二 代表者の氏名 河原木 一幸

三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目二の三九

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第三三一一号

五 取消年月日 平成二十二年二月一日

六 取消しに係る建設業の許可

タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭